施策集

こどもまんなか
こども家庭庁

放課後児童クラブ整備促進事業

成育局　成育環境課

令和５年度補正予算：２１億円

1 事業の目的

○　放課後児童クラブの整備を更に加速化させるため、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の自治体負担分に対し国が財政支援することにより、待機児童の早期の解消を図る。

2 事業の概要・スキーム

○　待機児童が発生している市町村等（※）において放課後児童クラブを整備する場合、現状、子ども・子育て支援施設整備交付金により国庫補助率を嵩上げしているが、待機児童の状況を踏まえると自治体における放課後児童クラブの整備を今まで以上に促進させる必要があることから、施設整備における国庫補助率嵩上げ後の自治体負担分の一部に対し本事業により補助を行うことにより、更なる負担軽減を図る。

※　以下に該当する市町村（国庫補助率嵩上げ要件）

①　当該市町村において放課後児童健全育成事業若しくは保育所等の利用に係る待機児童が既に発生している若しくは当該放課後児童クラブを整備しなければ、待機児童が発生する可能性があること

②　当該市町村が新子育て安心プラン実施計画の採択を受けていること

3 事業の対象

○　待機児童が発生している市町村等

4 実施主体

○　市町村（特別区を含む。）

5 補助率

○　定額（10／10相当）
※子ども・子育て支援施設整備交付金で実施

事業イメージ

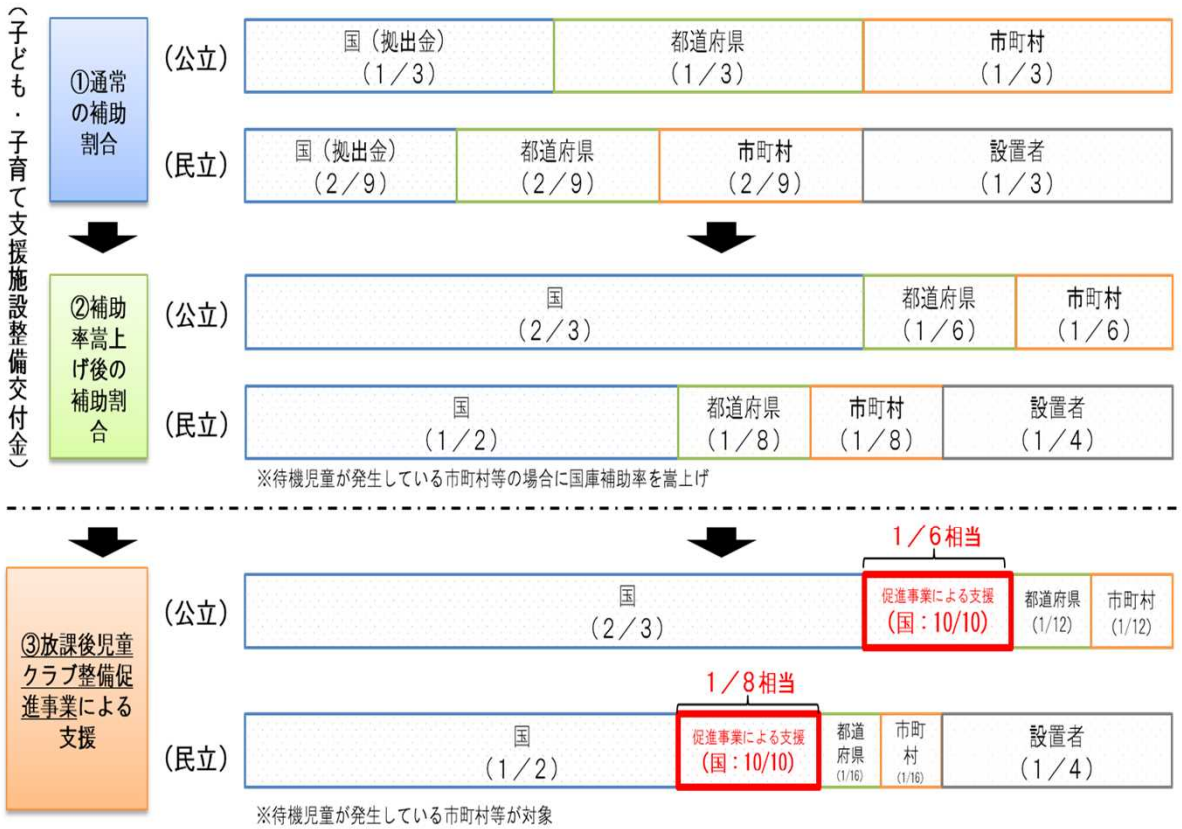

（本事業を活用した場合の公立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村
①通常	1／3	1／3	1／3
②嵩上げ後	2／3	1／6	1／6
③整備促進事業活用後	5／6	1／12	1／12

自治体の負担割合を1/2軽減

（本事業を活用した場合の民立の場合の実質の補助割合）

	国	都道府県	市町村	設置者
①通常	2／9	2／9	2／9	1／3
②嵩上げ後	1／2	1／8	1／8	1／4
③整備促進事業活用後	5／8	1／16	1／16	1／4

自治体の負担割合を1/2軽減

放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業

成育局　成育環境課

令和５年度補正予算：7.5億円

1 事業の目的

○　地域子ども・子育て支援事業において、業務のICT化を推進するとともに、オンライン会議やオンライン研修を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、職員の業務負担の軽減を図る。

2 事業の概要・スキーム

【事業内容】

（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入

- 地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の業務負担の軽減等を図るため、保護者との連絡等の業務のICT化や、オンラインを活用した相談支援に必要なICT機器の導入等に要する費用を補助する。
- また、都道府県等が実施する研修をオンラインで受講できるよう、必要なシステム基盤の導入にかかる費用を補助する。

（２）翻訳機等の購入

- 外国人の子育て家庭が気兼ねなく相談することができるよう、多言語音声翻訳システム等を導入するための費用を補助する。

【対象事業】

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業（延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業を除く）

3 実施主体

市町村（市町村が認めた者に委託可）

4 補助率

【補助率】

国：１／３、都道府県：１／３、市町村：１／３

【補助基準額（案）】

（１）業務のICT化等を行うためのシステム導入　・・・　１か所当たり　500,000円

（２）翻訳機等の購入・・・・・・・・・・・・・・・・・　１か所当たり　150,000円

活用イメージ

放課後児童クラブにおけるICT化の取組事例

（ICTを活用した入退館管理、保護者連絡の事例）

地域子育て支援拠点事業におけるICT化の取組事例

（オンラインを活用した子育てひろばの事例）

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援

成育局　総務課

令和５年度補正予算：　19億円

1. 施策の目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する。

2. 施策の内容

【対象施設】

※保育所等：保育所、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設

※地域子ども・子育て支援事業等：放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）、児童厚生施設、市町村子ども家庭総合支援拠点　等

※児童養護施設等：児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、児童相談所一時保護所（一時保護委託施設含む）、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所

【実施主体】都道府県、市区町村　【補助割合】国１／２、都道府県等、１／４、事業者１／４

【補助基準額】　１施設あたり　100千円